(趣旨)

第1条 この規程は、三島市議会委員会条例(平成3年三島市条例第16号)第17条第2項の規定に基づき、委員会の会議(以下単に「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

- **第2条** 傍聴席は、一般席及び議員席に分ける。ただし、委員長が必要があると認めるときは、 報道関係者席を設けることができる。
- 【解説】特に報道関係者席を定めていない現状から、基本は一般席と議員席(=委員外議員席) とし、報道関係者席は必要な場合に設置する規定としたもの。なお、報道関係者席は立 席とするなど、極力、一般席の席数を減らさないように配慮する。

(一般席の定員)

- **第3条** 一般席の定員は、6人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増減することができる。
- 【解説】現在の常任委員会室のスペースを考慮し、一般席の定員は6人とする。通常は、常任委員会室の当局側の席の最後列を使う。なお、ただし書きの規定を設けることにより、予め多数の傍聴が想定される場合は、第一会議室など別の会議室を使い定員を増やすことができるようにした。逆に、常任委員会室での会議で、車いすを利用される方が傍聴を希望された場合など、定員を6人未満にせざるを得ないことも想定されるため、定員を減らせるようにもしている。ただし、定員を減らせる規定は、会議の公開という原則を考慮すると、上記のようなやむを得ない事情がある場合に限定して適用するべきである。

(傍聴券の交付等)

- 第4条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴券の交付は、会議の開会の時刻の30分前から5分前までの間に所定の場所において申込みの受付をした上で、行うものとする。この場合において、当該申込みをした者の数が前条に規定する定員を超えるときは、抽選により当選した者に対し、傍聴券の交付を行うものとする。
- 3 前項前段の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、同項前段に規定する 受付の時間を変更することができる。
- 4 傍聴券の交付を受けた者(以下「一般傍聴人」という。)は、当該傍聴券に記載された会議に 限り、これを傍聴することができる。
- 【解説】定員に限りがあるため、傍聴券の交付を行う。原則は会議の30分前から5分前まで受付を行い、定員を超えなければ全員に傍聴券を交付するが、定員を超えた場合は抽選とするもの。なお、傍聴希望者が非常に多く、抽選や傍聴券の交付に時間を要する場合や、急に開催が決定された会議(本会議の休憩中に議会運営委員会を開催する場合など)では、この通りの取り扱いができないことも考えられるため、第3項で受付の時間を変更できる規定とした。

(傍聴券の提示)

**第5条** 一般傍聴人は、傍聴席に入ろうとするとき又は係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

- 第6条 一般傍聴人は、傍聴を終え、退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。
- 【解説】実際の運用として、会議中にお手洗いなどで一時的に退出する場合は、返還は求めない ものとする。

(報道関係者の傍聴の手続)

- **第7条** 報道関係者は、会議を傍聴しようとするときは、あらかじめその旨を委員長に申し出なければならない。
- 【解説】報道関係者席の用意の都合から、あらかじめ傍聴希望がある旨、申し出を求めるもの。 なお、報道の重要性を鑑み、報道関係者の傍聴希望を会場の都合で断ることは想定して いない。

(委員席等への入場禁止)

**第8条** 一般傍聴人は、委員席その他委員会の会議室(以下「委員会室」という。)の一般席以外 の部分に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器その他危険な物を持っている者
  - (2) 異常な行動があると認められる者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) 異様な服装をしている者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第10条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
  - (3) 帽子、外とう、襟巻の類は、着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (4) 飲食(健康管理のために必要な飲料を摂取する場合を除く。)又は喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

【解説】令和2年9月から、健康管理のための水分補給は認めることとした。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第11条** 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。 ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第14条** 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。